

公立大学法人岡山県立大学
平成22年度に係る業務の実績に関する評価結果

平成23年8月

岡山県地方独立行政法人評価委員会

目 次

1	評価対象法人の概要	1
2	評価の実施根拠法	1
3	評価の対象	1
4	評価の趣旨及び評価者	2
5	評価方法の概要	2
	(1) 評価基準	2
	(2) 評価の手法	2
6	評価結果	3
	(1) 総合的な評定	3
	(2) 中期計画の各項目ごとの評定	4
	II 大学の教育研究等の質の向上	4
	III 業務運営の改善及び効率化	5
	IV 財務内容の改善	5
	V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供	6
	VI その他業務運営に関する重要事項	7
	(3) 評価結果等の業務運営への活用状況	7
	(4) 公立大学法人岡山県立大学に対する勧告等	7

1 評価対象法人の概要

- (1) 法人名等 総社市窪木111番地 公立大学法人岡山県立大学 理事長 三宮 信夫
- (2) 設立年月日 平成19年4月1日
- (3) 設立団体 岡山県
- (4) 資本金の額 12,091,632,943円
- (5) 中期目標の期間 平成19年度から平成24年度
- (6) 目的及び業務

ア 目的

公立大学法人岡山県立大学は、人間を取り囲むさまざまな環境の中で調和のとれた発展を期し、地域の課題や社会の要請に的確に応えるため、「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」ことを基本理念とする。

この理念に基づいて、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、地域産業の発展等に寄与する研究活動に取り組むとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く知識と高度な技術を身につけた実践力のある人材を育成する。

イ 業務

(ア)岡山県立大学を設置し、これを運営すること。

(イ)すべての学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談など学生生活に関する相談その他の援助を行うこと。

(ウ)民間企業や試験研究機関等との間の共同研究や受託研究、技術指導等を実施するなど、法人以外の者と連携して教育研究活動の推進に取り組むこと。

(エ)地域社会に貢献するため、公開講座を開設する等、地域住民に幅広く学習機会を提供するとともに、大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(オ)前各号に掲げる業務を効果的かつ効率的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うこと。

2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

3 評価の対象

平成22年度における公立大学法人岡山県立大学の中期計画（平成19年度から24年度）の進捗状況

4 評価の趣旨及び評価者

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人岡山県立大学（以下「県立大学」という。）が、十分な向上心のもと他の大学の模範となるような業務運営が行えるよう、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保等について自主的、継続的な見直し及び改善を促すことを目的に、岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が業務の実績評価を行う。

(2) 評価委員会

委員名	氏名	役職等
委員長	末長 範彦	岡山県経営者協会会長 岡山トヨペット（株）取締役社長
委員	小田 項一	公認会計士・税理士
委員	清水 富江	（株）ビタポール代表取締役 岡山商工会議所女性会副会長
専門委員 （大学関係）	小池 将文	川崎医療福祉大学教授
専門委員 （大学関係）	高木 孝子	ノートルダム清心女子大学学長

（委員名順、50音順）

5 評価方法の概要

(1) 評価基準

公立大学法人岡山県立大学の業務の実績に関する評価の実施基準

(2) 評価の手法

公立大学法人岡山県立大学の自己評価の結果を活用する間接評価方式

6 評価結果

(1) 総合的な評定

評価委員会は、県立大学が公立大学法人岡山県立大学の業務の実績に関する評価の実施基準により自己評価し提出した「平成22年度に係る業務の実績に関する報告書」を適正な評価と認め、次のとおり評定した。

県立大学は、人間を取り囲むさまざまな環境の中で調和のとれた発展を期し、地域の課題や社会の要請に的確に応えるため、「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」ことを基本理念とし、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、地域産業の発展等に寄与する研究活動に取り組むとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く知識と高度な技術を身につけた実践力のある人材を育成することとしている。

法人化後4年目となる平成22年度は、これまでに確立された機動的・戦略的な運営体制及び理事長のトップマネジメントにより、中期計画の達成に向けて、様々な改革に取り組んでいる姿勢がうかがえた。

国家資格試験においては、引き続き、高い合格率が維持されており、教員の指導の成果が現れている。また、教育の質の改善では、授業評価アンケートや相互授業参観の実施方法を見直し、教員の個人評価制度の確立やシラバスの改善を行うとともに、学期及び休業日の期間についても見直して、平成23年度から授業時間を確保する措置をとるなど改革への取組みが行われている。

学生への支援では、就職支援専門委員会を設置し、支援体制を強化するなど、学生のニーズに応じて柔軟な対応を行った結果、景気低迷による雇用情勢が厳しい状況下で、前年度並みの就職率が維持されている。

また、地域貢献では、地域で求められる豊かな知識と確かな技術によりヒューマンケアリングを実施する看護職の専門性をさらに高める「認定看護師教育課程（糖尿病看護分野）」の開設準備を進め、平成23年4月1日に認定看護師教育センターを開設するなど、地域の要請に対応している。

さらには、教員の個人評価制度について、平成23年度からの本格実施に向けて、学内評価委員会で協議を行い、これまでの個人評価の実施基準（試行）を見直し、「教員の個人評価実施要項」を策定し、学内の教育研究活動の活性化に取り組まれている。

一方、推薦入試に係る受験資格については、入学者受入方針に沿って見直しがなされているところであるが、引き続き、入学者受入方針と受験資格の整合性の検討が必要であるなど、更なる努力が必要とされる項目もあった。

最小項目別評価の結果を見ると、129項目中、前年度と比較して評点が上がったものが18項目、逆に下がったものが7項目となっている。

以上全体として、平成22年度は、県立大学が法人化のメリットを活かし、平成19年度より着手した様々な改革を継続し、着実に実行に移している状況が十分見受けられたことから、業務の実績における中期計画の進捗は順調と評定する。

なお、評価委員会としては、県の行財政構造改革大綱に伴う運営費交付金の削減や少子化の影響等による18歳人口の減少など、大学運営を取り巻く環境は、年々、厳しさを増しており、業務運営については、継続的な改善が必要であると考えており、今後とも、理事長のリーダーシップのもと、戦略的な大学経営に取り組まれ、公立大学としての使命を果たされることを期待するものである。

(2) 中期計画の各項目ごとの評定

II 大学の教育研究等の質の向上

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

理事長のトップマネジメントのもと、選択と集中により新たな取組みが実施され、着実な成果が見受けられる。

ウ 評価した項目

① 項目数

78項目

② 特筆すべき項目

【教育】

- ・保健福祉学部の第一目標である国家試験合格率で、本年度も看護師国家試験など2国家試験で100%となるなど、全ての国家試験で高い合格率を維持しているとともに、初めて管理栄養士国家試験で計画目標を達成した。
- ・情報工学部では、教育プログラムの整備・点検のための「情報教育検討委員会（単年度組織）」を設置し、情報技術者育成に必要な基本的事項を点検し、学科横断的な教育プログラム（講義科目）を設定した。
- ・デザイン学部では、文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に『デザイナーの卵』孵化推進教育プログラム』として申請し、採択を得た。
- ・大学院研究科においては、専門分野での高度な知識と応用力を身につけた人材の育成を目指した取組を行った。特に、説明やコミュニケーション能力の醸成を目的に、学会等での研究発表を学生に奨励した。
- ・教育の質の改善では、授業評価アンケートの実施方法の見直しや、相互授業参観を実施するとともに、大学機関別認証評価で指摘された「シラバス」を改善し、学期及び休業日の期間を見直して、23年度から授業時間を確保する措置をとった。
- ・教員の個人評価制度については、23年度からの本格実施に向けて、学内評価委員会で計9回の協議を行い、これまでの個人評価の実施基準（試行）を見直し、「教員の個人評価実施要項」を策定した。

【学生への支援】

- ・学生の就職支援としては、就職支援専門委員会を設置し、支援体制を強化するとともに、就職ガイダンスの実施回数の増加や、希望者を対象にした自己分析検査・就職模擬試験の実施、就活バスの運行、就職相談員による各種相談等、学生のニーズに応じて柔軟な対応を行った結果、景気低迷による雇用情勢が厳しい状況下でも平成22年度の全学就職率は90.4%（21年度90.8%）とほぼ前年度に近い結果を得た。

【地域貢献】

- ・地域共同研究機構と学長との情報交換については、原則、毎週開催する学内理事会で学長と機構長との情報交換を密に行い、地域共同研究機構の機能強化、運用体制の充実が図られている。
- ・県や県看護協会からの要請に応じて「認定看護師教育課程（糖尿病看護分野）」の開設準備を進め、平成23年4月1日に認定看護師教育センターを開設した。

【産学官連携】

- ・地域共同研究機構の産学官連携推進センターでは、民間出身の非常勤職員（コーディネーター）が教員のプロジェクトチーム（愛称：MoDD lab）と連携し、平成22年度は11件の提案型共同研究を推進した。（平成21年度4件）
- ・大学の研究内容やその実績を学外に広報し、企業との交流を促進するOPUフォーラムは、出展数が過去最大となるなど、地域共同研究機構を中心とした全学的な取組が定着している。

III 業務運営の改善及び効率化

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

これまでに構築された機動的運営体制により、戦略的な組織運営に取り組み、簡素で効率的な業務運営に努めた。

ウ 評価した項目

① 項目数

25項目

② 特筆すべき項目

- ・理事長(学長)及び学部長等を中心とする機動的な運営体制により、戦略的な組織の運営（CC戦略：学内を競争と協働の場として、各教員が教育研究活動に取り組む。）に努めるとともに、「学長メッセージ」や「教員と学長との懇談会」を通じて学内に経営戦略の浸透が図られた。
また、各種経費の削減を行う中で、学長査定による学内競争的研究費（特別研究費）により選択と集中の予算配分を行った。
- ・教員の個人評価制度の本格実施に併せて、教員の教育、研究、地域貢献等の活動がより効率的・効果的に実施できるよう一律に裁量労働制を導入し、また、外部資金等により雇用する特任教員の任用に係る給与制度として、業務内容や能力を考慮し個別契約を行う年俸制を整備し、平成23年度から適用した。

IV 財務内容の改善

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

自己収入の増加を図るため、外部資金獲得に務めるとともに、経費の抑制に努めている。

ウ 評価した項目

① 項目数

16項目

② 特筆すべき項目

- ・文部科学省科学研究費補助金の新規採択率は24%（前年27%）と前年を少し下回ったが、継続取得分を併せた取得件数は45件（+3件）と、過去最高となった。この結果は、採択教員の研究費増加だけでなく、大学の研究活性化に資するものである。
- ・共同研究費、受託研究費等の外部資金獲得では、共同研究33件（前年31件）、受託研究26件（同45件）、教育研究奨励寄付金に係る研究32件（同25件）と3研究費全体として前年をわずかに下回ったが、目標件数は達成している。
- ・その他の自己収入の確保策として、平成23年度からの認定看護師教育課程の設置に伴い、授業料や入学金等について所要経費を考慮し、適正な料金の上限額を設定したほか、公開講座等の受講に係る講習料の上限額が設定された。
- ・経費の節減を図るため、エネルギー使用量について、部局長会議を通じて、定期的にエネルギーの使用実績を公表する等、全学的な省エネの啓発に努め、平成22年度は記録的な猛暑により夏季の使用量が13%増えたものの、年間を通じては4%増に抑制した。

V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

認証評価で指摘された改善を要する点について、早期に対応が行われている。

ウ 評価した項目

① 項目数

4項目

② 特筆すべき項目

- ・大学機関別認証評価で、改善を要する点として指摘された「保健福祉学研究科（博士後期）の入学定員充足率が著しく超過（2.33倍）」については、入学定員の適正化を検討し、博士後期課程全体で入学定員3名を5名に増員し、23年度入学からの適用がなされた。

VI その他業務運営に関する重要事項

ア 評定

中期計画の進捗状況は順調

イ 理由

施設・設備の改善に取り組むとともに、省エネルギー対策に努めた。

ウ 評価した項目

① 項目数

6項目

② 特筆すべき項目

- ・省エネルギー対策として、保健福祉学部棟のガラスコーティング工事では、エネルギー使用の効率化が図れる工法を採用したほか、年間を通じて、日曜・祝日の空調運転を停止するなど、光熱費削減のための方策を実施した。
- ・緊急性・重要性を考慮した緊急修繕計画を策定し、施設・設備の改修を実施した。

(3) 評価結果等の業務運営への活用状況

- ・推薦入試に係る受験資格を見直した。また、保健福祉学科では、面接試験の方法を見直し、より客観的で統一的なものとした。
- ・大学事務経験者をプロパー職員として、引き続き、採用した。
- ・就職支援専門委員会を設置するなど支援体制を強化し、景気低迷による雇用情勢が厳しい状況下で、ほぼ前年度に近い就職率を確保した。
- ・一律に裁量労働制を導入することとし、それに伴う教員の個人評価は適正に行うこととした。

(4) 公立大学法人岡山県立大学に対する勧告等

該当無し